

## 令和5年度交通死亡事故抑止広報啓発事業委託業務仕様書

### 1 件名 令和5年度交通死亡事故抑止広報啓発事業委託業務

### 2 目的

昨年の香川県内の交通事故死者数は、前年の37人から2人減の35人となり、統計の残る昭和23年以降、過去2番目に少なく、2年連続の30人台となった。一方で人口10万人当たりの死者数は全国ワースト4位と、依然として厳しい状況であり、交通死亡事故対策が大きな課題となっている。

本事業では、悲惨な交通事故により尊い命が失われている現状を広く県民に浸透させ、県民一人ひとりに交通事故の防止を「自分の事」として認識してもらい、特に下記の重点項目について意識の変化と行動変容を促すことで、交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

#### **重点項目1：横断歩道は歩行者絶対優先**

「横断歩道における歩行者優先」は、道路交通法に定められた大原則であるが、十分に認識し、実践できていないドライバーが多いことから、特に信号機のない横断歩道で横断しようとする歩行者がいた場合の車両の一時停止率を高める周知啓発を行い、歩行者事故を抑止する。

#### **重点項目2：安全速度を必ず守る**

「安全速度を必ず守る」は、安全運転5則に掲げられている基本事項であり、この遵守が大半の交通事故の回避につながることから、ドライバーが「安全速度」を正しく認識し、さらに実践するよう周知啓発し、交通事故を抑止する。

#### **重点項目3：シートベルト全席着用**

後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト着用の義務と非着用の際の危険性を周知することで着用率を向上させ、非着用による交通事故を抑止する。

### 3 委託料上限額 7,429,000円（消費税及び地方消費税含む。）

### 4 委託期間 委託契約日から令和6年3月31日までの間で契約書に定める期間

### 5 業務内容等

- ① 悲惨な交通事故により、毎年多くの尊い命が失われている厳しい現状と危機感を印象づけ、県民の関心を引き出し、交通事故防止を自分事として捉えることのできる、心に深く響く印象的なキャッチコピー1案を提案する。
- ② 広報は、若者向け、高齢者向け、家族向けなど、ターゲットを明確にし、それぞれのターゲットに合わせて媒体、時期等を自由に計画・制作すること。ただし、年間を通した切れ目ない広報啓発を行うため、幅広い広報・PRの手法により年度末まで継続して計画すること。
- ③ 社会的影響の大きい事故の発生や交通死亡事故多発による警報の発令時等にタイムリーな注意喚起を可能とするために、期間中の状況変化に柔軟に対応できる広報提案を含むこと。
- ④ ラジオを用いた広報についての提案を必須とする。スポットCMやレギュラー放送等の形式は問わない。また、提案にあたり、ポッドキャスト等の他の音声メディアやSNS等の他の広報媒体と連携するなど、広く展開し認知率の向上を図ること。

- ⑤ 下記のとおり、広報啓発用動画の制作を必須とする。なお、テレビ放送を使用した広報は計画しないものとする。

**必須要件：動画の制作について**

本事業の重点項目に合わせた啓発動画を下記のとおり制作するものとする。

- (1) 本事業終了後も複数年にわたり、県又は市町、関係機関等のHPやデジタルサイネージ等、多様な媒体で放映することを前提とした汎用性が高いもの。
- (2) 音声・BGMが無くても映像だけで内容が伝わるもの。字幕版を別途制作することも可とする。
- (3) 本数は問わないが、各重点項目を網羅した15秒又は30秒のもの。
- (4) 成果物の公表に際しての著作権表示については、「制作著作 香川県」と表記するもの。

**(事業例)**

次に事業例を示すが、これら全てを実施する必要はなく、また、下記以外の事業でも差支えない。費用対効果を考慮しながら、交通死亡事故抑止という目的のもと、重点項目の達成のために年間を通した切れ目ない幅広い広報による効果的な提案を求める。

- ・ラジオ放送、新聞広告又は雑誌広告など、メディアを活用した広報
- ・動画を活用した広報
- ・インターネット広告（Yahoo!ディスプレイ広告、SNS広告等）を活用した広報  
インターネット広告を行う場合は、広告掲出料、課金方法を見積書に明記すること。
- ・県民が参加・実践するイベントの実施  
イベントを実施する場合は、県と協議のうえ新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
- ・ポスター・チラシを活用した広報  
ポスター・チラシを制作した場合は、その印刷・配布のみならず、今年度以降、その全部又は一部について県又は市町等がHP、広報誌、他の交通安全関係チラシなどに使用することができるものとする。
- ・重点項目を印象づけ、安全運転を啓発するオリジナルグッズの制作・配布
- ・SNSを利用したイベントなど、多角的な広報啓発

**6 企画の実施方法**

受託者は、具体的な実施内容を決めるに当たって、県と調整を行う。

**7 業務成果報告等**

- (1) 業務成果報告として提出するものは、次のとおりとする。

- ① 制作した動画のmp4データ
- ② ラジオ放送の利用に係る、各放送局発行の放送確認書（放送日、放送時刻、放送内容を記載したもの）及びその放送内容を録音したmp3データ及びマスターCD
- ③ 新聞、雑誌等に広告等を掲載した場合は、掲載紙（誌）及びそのpdfデータ
- ④ ポスター・チラシを制作した場合は、そのai、jpeg及びpdfデータ
- ⑤ インターネット広告を行った場合は、広告配信レポート（広告について、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価等を示したもの）
- ⑥ その他、県が指示するもの

- (2) 県は、業務成果報告を受けたときは、その内容を審査し、説明を求め、又は事業場へ立ち入り、帳

簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問するなど必要な調査を行うことができる。

## 8 その他

- (1) 受託者は、交通死亡事故が多発するなど緊急の啓発の必要が生じた場合に、県から広報する内容や時期の変更を指示された場合には、それに対応すること。
- (2) 受託者は、本業務に基づく企画及び成果物（以下「成果物等」という。）についての全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を県に無償で譲渡するものとし、以後、県と県の指定する第三者に対しては著作者人格権を主張しないものとする。また、動画を含む全ての成果物等の使用については、今年度に限定されないものとする。
- (3) 成果物等の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ著作権者の承諾を得たうえで、当該成果物等を県に引き渡し、権利侵害等の紛争が生じたときは、受託者の責任と負担において一切を処理するものとする。契約期間後においても同様とする。
- (4) 受託者は、成果物等の全てをあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、出演者に係る肖像権等について、使用期限・方法や掲載媒体等の制限を定めないよう必要な調整をすること。
- (5) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。
- (6) 委託料の支払いは、完了払いとする。
- (7) 受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (8) 受託者は、この契約による業務を実施するため、個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (9) 具体的な成果物等の納期については、別途協議し、定めるものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度協議して決定する。

## 9 企画提案に当たっての参考資料

（重点項目に関する補足）

### (1) 横断歩道は歩行者絶対優先

#### ① ドライバーの遵守事項

信号機のない横断歩道を歩行者が横断しようとしている時、車は一時停止して歩行者を優先しなければならないというルールがある。（「道路交通法第三十八条第一項」）

しかし、昨年8月にJAFが実施した、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査において、香川県の一時停止率は26.0%と前年から上昇したものの、依然として全国平均（39.8%）を下回り、全国ワースト7位という結果であった。

これらを踏まえ、ドライバーに対し、横断歩道での歩行者優先を徹底させ、横断歩道手前での減速と一時停止が確実に実践されるような広報啓発を行う。

#### ② 歩行者の遵守事項

歩行者は、横断歩道付近では、道路を横断する際にその横断歩道を渡らなければならないというルールがある。（「道路交通法第十二条第一項」）

また、昨年8月の車両と歩行者の衝突による交通事故死者13人のうち、横断中の者は9人おり、そのうち5人が横断歩道を渡っていなかったという結果があることから、道路横断、特に横断歩道以外の道路横断は危険であると考えられる。

一方で、車両と歩行者の衝突事故においては、歩行者側が交通ルールを遵守していたにも関わ

らず事故に遭うケースもある。

これらを踏まえ、歩行者に対し、横断歩道の利用はもちろん、道路を横断するときは周囲・左右の安全を確認し、手を上げるなどの横断する意思表示をすること、また、横断中も油断しないなど、適切な横断歩道の利用が実践されるような広報啓発を行う。

## (2) 安全速度を必ず守る

「安全速度を必ず守る」は、ドライバーが車両を安全に運転するための基本となる「安全運転5則」の1番目に掲げられており、法定速度や制限速度のことではなく、大雨などの悪天候時や見通しの悪い交差点など、車が走行する道路の状況に合わせ、危険を回避し安全に停止できる速度のことである。

決められた速度の範囲内であっても、状況に合わせて、安全な速度での走行が実践されるような広報啓発を行う。

## (3) シートベルト全席着用

昨年、県内で発生した四輪乗車中の事故死者12人のうち、シートベルト非着用だった者は6人であり、着用していれば2人が助かっていたとされている。

### ① 運転席・助手席（前席）での着用の必要性

昨年10月から12月にかけて警察庁と（一社）日本自動車連盟（JAF）が合同で実施したシートベルト着用状況全国調査によると、本県の一般道路における運転席の着用率は98.80%で、ほとんどの人がシートベルトを着用していたが、助手席の着用率は88.00%と全国ワースト1位であった。

また、昨年、県内で発生した四輪乗車中の事故死者でシートベルト非着用だった6人は全て前席に乗車していた。

前席に乗車している非着用者が、四輪乗車中の事故死者の半数を占め、着用していれば四輪乗車中の事故死者が約2割減少していた可能性があることから、前席の着用率をさらに向上させる必要がある。

### ② 後部座席での着用の必要性

上記全国調査において、後部座席のシートベルト着用率は一般道路で46.10%にとどまっており、道路交通法で義務化（※）されているにも関わらず、いまだに半数以上の人がか着用していない状況にある。

また、後部座席でシートベルトを着用していない場合、車外放出の可能性が高まることや、着用していない後部座席の乗員がか着用している前席の乗員と衝突し、両者とも致命傷を負う可能性があることから、後部座席におけるシートベルト着用率を向上させる必要がある。

※2008年より、一般道路、高速道路を問わず着用が義務化。

## (その他参考情報)

- シートベルト着用・自転車の安全利用啓発街頭大キャンペーン 7月5日（予定）
- 秋の全国交通安全運動 9月21日から9月30日まで（予定）
- 年末年始の交通安全県民運動 12月10日から1月10日まで（予定）
- 香川県における交通死亡事故発生状況（令和4年）
  - ・人口10万人当たりの交通事故死者数 全国ワースト4位
  - ・高齢者人口10万人当たりの高齢者の交通事故死者数 全国ワースト4位
  - ・人口10万人当たりの交通事故発生件数 全国ワースト6位

- ・人口10万人当たりの自転車事故死者数 全国ワースト6位
- ・人口10万人当たりの自転車事故発生件数 全国ワースト7位
- ・人口10万人当たりの飲酒運転事故死者数 全国ワースト22位
- ・人口10万人当たりの飲酒運転事故発生件数 全国ワースト12位

○ 香川県 交通安全総合のページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kurashi/kotu-anken/index.html>

○ 香川県交通事故統計資料

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/police/kokikaku/koutsuuzanzen/koutsutoukei.html>

○ 香川県警 交通安全のページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/police/kokikaku/koutsuuzanzen/index.html>

○ 2022年シートベルト着用状況調査（警察庁・JAF実施）

<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/library/survey-report/2022-seatbelt>

○ 2022年信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況  
全国調査結果（JAF実施）

<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/library/survey-report/2022-crosswalk>